

平成二十四年三月三十一日付け広島県報（号外）第二十号に登載の広島県規則第二十八号（広島県税規則等の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

総務局税務課長

ページ	行	誤	正
五〇	一	様式第 25 号の 2 (第 13 条関係)	様式第 25 号の 2 (第 13 条の 2 関係)
	(注) の三	2 この調書	2 この通知
五一	一	様式第 25 号の 3 (第 13 条関係)	様式第 25 号の 3 (第 13 条の 2 関係)
五三	(注) の三	3 この調書	2 この通知